

マイナ保険証を保有している方には「資格情報のお知らせ」を交付します。

「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関を受診することができません。医療機関を受診する際はマイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証とともに「資格情報のお知らせ」を窓口で提示することで受診することができます。スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに窓口で提示することで受診することもできます。

マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付します。

「資格確認書」を医療機関等に提示していただくことで、引き続き医療を受けることができます。